

標準必須特許に係る動向報告

産業構造審議会 第17回知的財産分科会

令和4年3月3日



**(1) 経済産業省 経済産業政策局における取組
～SEP取引環境研究会～**

標準必須特許のライセンスを巡る取引環境の在り方に関する研究会①

- ▶ 経済産業省では、令和3年3月より標記研究会を設置し、本分野の有識者や産業界の参画の下、標準必須特許のライセンス交渉を巡る国際的な情勢を整理するとともに、**我が国として望ましい対応策の検討**を実施。
- ▶ 同年7月に本研究会の中間整理報告書を公表。

各検討事項に関する今後の方向性 (中間整理報告書(令和3年7月26日))

(1) 世界的な異業種間SEPライセンス紛争の活発化と我が国企業が置かれた状況について

今後も異業種間のSEP紛争の増加が見込まれる中、我が国の多様な産業が紛争に巻き込まれるリスクにさらされている。政府としても、研究開発の支援のみならず、我が国産業の発展に繋げる観点からライセンス紛争への対応策を検討し、その結果を対外的に発信していく。

(2) ライセンス先とライセンス条件の在り方について当事者間の主張に大きな隔たりがある中、交渉過程に関する当事者間での情報提供等のルールの必要性の有無等について

ライセンス交渉過程の透明性・予見可能性の向上を通じて適正な取引環境を実現するため、国際的な動向も踏まえつつ、政府として、権利者・実施者双方が則るべき誠実交渉のルールを迅速に検討し、対外的に発信していく。

(3) パテントプールについて

SEPが増加していく中で、パテントプールが一つ的手段として活用されていくという前提に立ち、政府として、パテントプールにおけるライセンス条件等の透明性確保を通じて誠実交渉を促すための仕組みについて検討する。

(4) 複数企業による共同ライセンス交渉について

水平的な共同交渉について、政府として、まずは競争法上の懸念を生じさせない共同交渉の在り方を検討する。

(5) サプライチェーン内での負担について

特許補償などサプライチェーン内での負担の在り方については、個々の事情によって大きく異なり、単一のルールを決めることは難しいとの意見もあることから、政府としては、より大きな方向性(半導体の供給からサービスの提供まで含めた商流全体での負担配分等)についての検討や事実関係の把握に取り組むことが重要。

標準必須特許のライセンスを巡る取引環境の在り方に関する研究会②

- ▶ 中間整理報告書で示された方向性を踏まえ、令和3年12月より、**権利者・実施者双方が則るべき誠実交渉のルール（以下「誠実交渉指針」）の策定に向けた検討**を実施。
- ▶ 誠実交渉指針は、**誠実交渉の規範**を設定しようとするもの。

誠実交渉指針（標記研究会で策定中）

- 権利者・実施者双方が則るべき誠実交渉の**規範を設定しようとするもの**。
- 法的拘束力を持つものではなく、将来の司法の判断を予断するものでもないが、企業・専門家の意見や国内外の裁判例・政策文書等の動向を踏まえ、国内特許を含むS E Pライセンスの交渉過程において、S E Pライセンス交渉の当事者や司法など、多様な関係者によって活用されることを期待するもの。

標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き

- **規範を設定しようとするものではない**。
- 法的拘束力を持つものではなく、将来の司法の判断を予断するものでもない。

<参考> 標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き（平成30年6月5日）抜粋

本手引きは、規範を設定しようとするものではありません。ましてや、法的拘束力を持つものでも、将来の司法の判断を予断するものでもありません。現段階における内外の裁判例や競争当局の判断、ライセンス実務等の動向を踏まえ、ライセンス交渉を巡る論点をできるだけ客観的に整理して記述するよう努めたものです。

**（２）特許庁における取組
～手引き改訂に向けた論点及び改訂の方向性の報告～**

「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」の改訂①

- ▶ ライセンス交渉の円滑化や紛争解決の迅速化のため、標準必須特許に不慣れな当事者にもわかりやすく的確な情報を提供するため、2018年6月5日に「手引き」を公表。
- ▶ **「生きた」手引きであり続けるよう**、開かれた、透明性の高い手続で、**随時見直し**。

I. 手引きの目的

- **内外の裁判例や実務等の動向を踏まえ**、ライセンス交渉を巡る論点をできるだけ**客観的に整理**
 - どう行動すれば、「誠実に交渉している」と認められやすいか説明
 - 法的拘束力を持つものではない
 - FRAND宣言された特許が対象

II. ライセンス交渉の進め方

A. 誠実性

- 各交渉段階で特許権者と実施者のそれぞれがとるべき対応
- 不誠実な行為の具体例

B. 効率性

- ライセンス交渉の効率性に係る考慮要素
- サプライチェーンの中で誰がライセンス契約の締結主体となるべきか

III. ロイヤルティの算定方法

A. 合理的なロイヤルティ

- 算定の基礎をどのように決定すべきか
- 料率をどのように決定すべきか

B. 非差別的なロイヤルティ

- 用途に応じてライセンスの料率や額を変えることは差別的か(use-based license)

C. その他の考慮要素

- ロイヤルティの支払い方法

「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」の改訂②

- ▶ 裁判例の蓄積、異業種間紛争の表面化を受け、令和3年5月より開始した調査研究において、有識者検討会を設置の上、**手引きの改訂について検討。**
- ▶ **改訂案について意見募集を実施し、2022年前半を目途に公表予定。**
- ▶ 並行して標準必須特許に関する**国際シンポジウムを2022年5月頃**に開催予定。

改訂の方針

- **当初の目的・位置づけを維持。**
 - 手引きの目的・位置づけ
 - ・ 内外の裁判例や実務の動向等を踏まえ、ライセンス交渉を巡る論点をできるだけ客観的に整理。
 - ・ どう行動すれば「誠実な交渉態度」と認められやすいかの説明を試みるもの。
 - ・ 法的拘束力を持つものではない。
- 「手引き」が公表された**2018年以降の裁判例**や政府機関の公式声明等を基に改訂。

主な改訂のポイント

- **特許権者がライセンス交渉の際に提示する情報**
 - 「不誠実と評価される方向に働く可能性」がある行為の記載において、「クレームチャート」の提示は義務でないとする裁判例（ドイツ）の存在を反映。
- **サプライチェーンにおける交渉の主体**
 - 特許権者は最終製品メーカーをライセンス交渉先としてよいという裁判例（ドイツ）の存在を反映。
- **国際裁判管轄（新規セクション）**
 - 一国の裁判所がグローバルFRANDレートを決定できるとする裁判例（英国、中国）の存在を反映。
 - 訴訟差止命令（ASI: Anti-Suit Injunction）を発出した裁判例（中国など）の存在を反映。